

平成27年

秋季全国火災予防運動の実施について

目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

【平成27年度全国統一防火標語】

『無防備な心に
火災がかくれんぼ』

【実施期間】

11月9日(月)から

11月15日(日)までの7日間



家庭での対策

- ・外出時や寝る前には、必ず火の元を確認しましょう。
- ・暖房器具は定期的に点検しましょう。
- ・子どもの火遊びに注意しましょう。
- ・ガスコンロの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。

放火対策

- ・家の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ・外灯をつけるなどして、家の周りを明るくしておくようにしましょう。
- ・夜間にゴミ置き場にゴミがないように、ゴミは収集日の朝に出しましょう。

焚き火

- ・屋外での焚き火などは風の強い日は避けましょう。
- ・消火器や水の入ったバケツなどを用意し、その場を離れないようにしましょう。
- ※野外での廃棄物(ごみ)焼却は、一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

住宅火災による犠牲者をなくすために

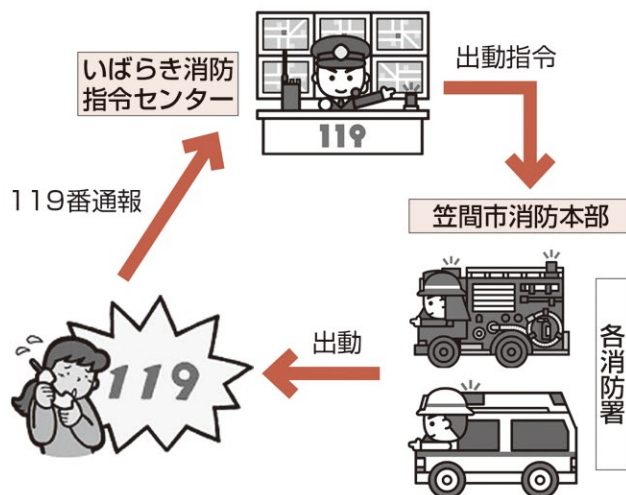
住宅火災による死者の大半が、逃げ遅れによるものです。すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。火災の発生をいち早く知るために「住宅用火災警報器」を設置しましょう。火災予防運動についてのお問い合わせは、消防本部または最寄りの消防署へご連絡ください。

【問合せ】消防本部予防課・笠間消防署 TEL0296-73-0119・友部消防署 TEL0296-78-0119
岩間消防署 TEL0299-45-0119

119番受信場所が「いばらき消防指令センター」へ変わります

12月1日(火)から、笠間市では119番通報の受信場所が「笠間市消防本部」から水戸市役所内原庁舎内の「いばらき消防指令センター」へ変わります。

※「いばらき消防指令センター」とは、茨城県内20消防本部33市町の災害通報の受信・出動指令・その他の消防指令業務を行う組織です。



119番通報の方法に変更はありません

119番通報は今までと変わりませんが、通報のはじめに「笠間市」と伝えてから町名(地区名)、番地、氏名、電話番号を通報するようにお願いします。

番地が分からない場合や家から離れている場所から通報する場合は、目標物(商店・工場・交差点・橋など)となる名前から場所を案内してください。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務局
〒319-0393 茨城県水戸市内原町1395番地の1
いばらき消防指令センター1階
TEL029-259-0119 FAX029-259-0111
ホームページ:「いばらき消防指令センター」で検索

【問合せ】消防本部通信指令課 TEL0296-73-0119